



そして、健康保険は、対象者が多く、また老人医療費の増加等による赤字続きの医療費の財源を少しでも潤したいので、給料を多く払っている事業所そして稼いでる人からは保険料を少しでも多く払って欲しいという切なる願いと目論見があるのです。

理由と背景は理解できますが、給与明細を見るとため息ですよ。そして厚年も健保も独身者にはちょっと冷たい保険に思えます。

---

## ★年金トピックス～裁定請求書～

裁定請求書をご存知ですか？  
公的年金を請求する場合の書類です。

社会保険庁から届いた老齢厚生年金裁定請求書の記入方法等をご説明する機会がありました。

年金の裁定請求はターンアラウンド方式となりまして、該当者には年金受給到達年齢の3ヶ月前に裁定請求書が社会保険庁から送られてくることになりました。説明のご要望は、その方からでした。よくわからないとおっしゃるのです。

ご質問を以下に要約しますね。

- ①なぜ雇用保険の加入歴が必要か？
- ②なぜ、配偶者や子の情報が必要なのか？
- ③扶養親族等申告書は記入の必要があるのか？
- ④記入欄はなぜ色分けされているのか？

次にそのご説明内容を。

①について

60歳から支給の特別支給の老齢厚生年金は、雇用保険の基本手当(失業手当のことですね)を受給している間は支給停止となります。

60歳で退職した場合がこれに該当しますので、雇用保険の記入歴の欄があるのです。

②について

厚生年金に20年以上(中高年短縮特例もあります)加入している場合、一定の配偶者や子がいる時には加給年金額が加算されます。

その対象者には、生計維持要件、年収要件が必要ですので、裁定請求書に記入欄があるのです。

③について

老齢の年金は所得税の課税対象です。源泉徴収が行われますので、配偶者控除や扶養控除を受けるために必要なのです。

但し、国民年金だけの場合は、年金額が課税対象に満たないので記入する必要はありません。

④について

黄色の部分のみが本人記入欄です。

でも、白色の部分も間違いがないかどうか確認が必要です。

特に、加入記録は念入りにチェックしましょう。

最後に、裁定請求書に必要な添付書類ですが、戸籍・住民票等は60歳の誕生日の前日以降に発行のものと規定されていますので、あまり前から用意しておく必要はありません。

---

~~~~~編集後記~~~~~

今回は11月1日の発行です。

2006年も、あと2ヶ月。

頑張って、メルマガをお届けしたいと思います。

皆様のご要望、ご意見をお待ちしています。

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---